

市町村コード

神奈川県

横浜市

電算
パンチ

市たばこ税領収済通知書 ㊤

口座番号等				加入者名																
00260-2-960093				横浜市会計管理者																
所在地及び氏名又は名称																				
様																				
種別	年度	区	税目	申告区分					管理番号											
対 象 年 月							※処理事項													
税 額	01		百		十	億		千		百		十	万		千		百		十	円
延 滞 金	02																			
	03																			
	04																			
合 計 額	05																			
納期限											領 収 日 付 印									
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)	横 浜 銀 行 本 店																			
ゆうちょ銀行 取りまとめ店	郵便番号224-8794 横浜貯金事務センター																			
上記のとおり通知します。 (市役所保管)																				
◎この納付書は、3枚1組となっています。														都市コード100						

市町村コード

神奈川県

横浜市

市たばこ税納付書 ㊤ 原符

口座番号等				加入者名																
00260-2-960093				横浜市会計管理者																
所在地及び氏名又は名称																				
様																				
種別	年度	区	税目	申告区分					管理番号											
対 象 年 月							※処理事項													
税 額	01		百		十	億		千		百		十	万		千		百		十	円
延 滞 金	02																			
	03																			
	04																			
合 計 額	05																			
納期限											領 収 日 付 印									
上記のとおり納付します。 (金融機関等保管)																				

市町村コード

神奈川県

横浜市

市たばこ税領収証書 ㊤

口座番号等				加入者名																
00260-2-960093				横浜市会計管理者																
所在地及び氏名又は名称																				
様																				
種別	年度	区	税目	申告区分					管理番号											
対 象 年 月							※処理事項													
税 額	01		百		十	億		千		百		十	万		千		百		十	円
延 滞 金	02																			
	03																			
	04																			
合 計 額	05																			
納期限											領 収 日 付 印									
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)																				

整理番号

参 考 事 項

1. この納付書で納付
できる場所は次のとおり
です。
*横浜市指定金融機関
(横浜銀行)
*横浜市収納代理金融
機関
*神奈川県、東京都、
千葉県、埼玉県、茨城
県、栃木県、群馬県及び
山梨県内のゆうちょ銀行
(郵便局)
この納付書は、コンビニ
エンスストア等での取
扱いはできません。

2. 納期限までに税金を
完納しないときは、納期
限の翌日から納付の日ま
での期間の日数に応じ
て、税額(1,000円未満
の端数があるときはその
端数金額を、全額が
2,000円未満であるとき
は、その全額を切り捨て
ます。)に延滞金特例基
準割合(各年の前年に租
税特別措置法第93条第2
項に規定する平均貸付割
合に年1%の割合を加算
した割合)に年7.3%の
割合を加算した割合(年
14.6%を限度)(納期限
の翌日から1月を経過す
る日までの期間につい
ては、当該延滞金特例基
準割合に年1%の割合を
加算した割合(年7.3%
を限度))を乗じて計算し
た金額を延滞金として納
めていただきます。
ただし、計算された延滞
金に100円未満の端数が
あるときはその端数金額
を、延滞金の全額1,000
円未満であるときは、そ
の全額を切り捨てます。

3. 納期限までに税金を
完納しないために督促を
受け、その督促状の発付
の日から起算して10日
を経過した日までに完納
しない場合は、財産の差押
えを受けることがありま
す。